

平成30年度過疎対策関係政府予算・施策 に関する要望

全国過疎地域自立促進連盟

目 次

前文	1
1 地方創生と人口減少の克服	2
2 過疎市町村の財政基盤の確立	3
3 住民が安心・安全に暮らせる生活基盤の確立	4
4 高度情報通信等社会の恩恵を享受できるインフラの整備	6
5 地域資源を活用した産業の振興と雇用の創出	7
6 集落対策の促進と地域の活性化	9

過疎対策の積極的推進のための要望

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域に住む住民によって支えられてきたものである。

急速な人口減少と少子・高齢化という我が国が直面している大きな問題に対し、地方創生に向け政府は本格的な取組みを行っているところである。過疎地域では、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、極めて深刻な状況に直面している。人口減少に歯止めをかけるには、大都市から地方へ、人・企業などを分散することが重要であり、そのためにも過疎地域が安心・安全に暮らせる、活力と魅力ある地域として健全に維持されていくことが必要である。加えて、多面的・公益的機能の維持と、ひいては都市をも含めた国民全体の生活の向上につながることを認識し、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

よって、次の事項について特段の配慮を強く要望する。

1 地方創生と人口減少の克服

過疎地域において特に深刻な人口減少と高齢化に対処するため、産業振興、雇用拡大、子育て支援等の施策を積極的に推進する

- (1) 地方において産業振興や定住施策をさらに推進していくために、地方創生に係る交付金や地方交付税措置の充実を図るなど国による総合的な財政支援を拡充・強化する。

また、地方創生推進交付金の継続事業申請に係る事務手続を簡素化する。

- (2) 地方創生のための施策を十分に展開できるよう、過疎対策事業債に引き続き地方創生特別枠の必要額を確保する等、必要な財政支援を講じる。
- (3) 地方の経済的・財政的自立性を高めるため、大都市から地方へ、人・企業・政府機関等を分散する措置を強力に推進する。
- (4) 国全体として子育て支援を充実・強化するとともに、男女ともに働きながら、安心して子育てが可能な社会の環境づくりのための措置を講じる。
- (5) 地方において産業を振興し、高速道路など地方の遅れた社会資本整備を進めること及びストック効果（整備効果）を高めること等により地方に安定した雇用の場を確保する。

2 過疎市町村の財政基盤の確立

地方交付税を充実し過疎市町村の財政基盤を強化するとともに、過疎対策事業債の必要額を確保する

- (1) 過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源を安定的に確保するため、地方交付税による財源保障機能の更なる充実・強化を図る。
- (2) 過疎対策事業債については、過疎対策事業が円滑に実施できるよう必要額を確保する。
- (3) 過疎対策事業債（ソフト分）については、限度額の引き上げを図る。
- (4) 過疎対策事業債の元利償還に係る交付税算入率の拡大を図る。
- (5) 緊急防災・減災事業債については、引き続きその必要額を確保し、対象事業の拡大を図る。
- (6) ゴルフ場利用税については、引き続き存続・堅持する。

3 住民が安心・安全に暮らせる生活基盤の確立

医療の確保、交通の確保、雇用の確保、教育環境の整備等を、広域的な事業による対応も含めて積極的に推進し、住民が安心・安全に暮らせるための生活基盤を確立する

- (1) 道路、下水道等全国水準より大きく遅れている生活環境施設の整備及び既存施設の長寿命化を促進する。
- (2) 医師・看護師等を確保・養成する体制を整備するとともに、都道府県等が行う遠隔医療システム等情報連携システムや医療用多目的ヘリコプターの整備、へき地医療拠点病院の整備等への支援を行い、過疎地域の医療を充実する。
- (3) 二次救急の維持や在宅医療の確保に必要な経費に対する支援措置を拡充する。
- (4) 過疎地域における地域包括ケアシステムの構築を推進するため、訪問看護ステーション、訪問介護事業所等の訪問系サービスの提供体制の整備及び介護人材の確保に必要な支援措置を講じる。
- (5) 住民の生活交通を確保するため、バス・鉄道等の地域交通の維持・確保に要する経費の支援措置を強化する。
- (6) 離島航路・空路の維持存続のため助成制度の拡充を図るとともに、離島の経済活性化を推進するため、離島航路を国道とみなし、運賃の低廉化と便数の確保による利便性向上を図るための支援制度を確立する。
- (7) 小売店舗の整備、移動販売など住民の日常生活を支える商業機能に対する支援措置を強化する。
- (8) 過疎地域の雇用確保を目的として都道府県等が行う企業用地造成事業などへの支援を強化する。

- (9) 小規模校における教育水準を確保するため、教職員の適切な配置、複式学級の解消など必要な措置を講じる。
- (10) 遠距離通学や寄宿舎生活を余儀なくされている児童・生徒の家庭の経済的負担軽減のため、スクールバス運営に対する支援、通学費・居住費の支援等の拡充を図る。
- (11) 住民を災害から守るため、治山・治水事業、砂防関係事業、津波・高潮対策としての海岸事業、水防情報システムの高度化、防災行政無線のデジタル化等の消防・防災施設の整備及びラジオ難聴地域の解消を推進するとともに、住民の避難施設や学校・消防庁舎などの耐震化に対する支援を強化する。
- (12) 過疎地域における水道事業の経営安定化のため、簡易水道統合に向けた財政措置を拡充するとともに、既存の上水道事業に対する財政措置を現行の簡易水道並に拡大する。
- (13) 過疎地域において、将来にわたり持続可能な下水道事業等を実現するため、施設統廃合や広域化・共同化に向けた財政措置を拡充するとともに、今後、急増する施設の改築更新に係る必要額を確保する。
- (14) 住民生活の安定を守るため、過疎地域における給油所の地下貯蔵タンクの改修、簡易計量器の設置等に係る補助について、地域のニーズに対応できるよう引き続き補助対象及び補助率の拡大を図る。
- (15) 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の運用については、制度の安全性、信頼性の確保に努めるとともに、必要な財政措置を講じる。

4 高度情報通信等社会の恩恵を享受できるインフラの整備

過疎地域においても高度情報通信等社会の恩恵を享受できるよう、高度情報通信基盤、高規格幹線道路等の道路網の整備を図り、地域社会の活性化を促進する

- (1) 過疎地域の高度情報通信ネットワークを確保するため、超高速ブロードバンドの整備、移動通信用鉄塔、伝送路等の整備及び衛星通信施設の整備に対する支援を強化するとともに、これらの維持・管理・更新に対する支援措置を新設する。
- (2) 地上デジタル放送移行に伴い新設及び改修された共聴施設の維持・管理・更新及び地上デジタル難視聴地域で運営するケーブルテレビ事業に対する支援措置を講じる。
- (3) 過疎地域の活性化、中心都市との交流の促進を図るため、高規格幹線道路等の道路網の整備を促進する。

5 地域資源を活用した産業の振興と雇用の創出

農地の利用、森林の管理、漁業の振興、地域資源を活用した観光及び地場産業の振興等過疎地域の環境と特性を活かした産業振興を支援し、新たな雇用を創出する

- (1) 増加する耕作放棄地の活用を進めるため、耕作放棄地を有効に再生・利用する取組みに対する支援措置を強化する。
- (2) 過疎地域の所得向上を図るため、収益性の高い農産物の生産等に資する水田の汎用化等の基盤整備、販売等に資する施設整備等に対し継続的に支援を行う。
- (3) 間伐、主伐、再造林等の森林整備を一体的に行うための制度及び財政措置の充実強化を図るとともに、国産材使用の住宅建設等を積極的に進めるため、国税及び地方税において大幅な軽減措置を講じる。
- (4) 漁村の活性化を図るため、漁港・漁場整備の促進、広域種の放流への取組みや内水面漁業の振興を図るための河川環境保全への取組みなどに対する支援措置を強化する。
- (5) 過疎地域の豊かな自然、歴史・文化、特産品などの地域資源を活かした観光及び地場産業の振興、交流人口の拡大を図るための施策への支援措置を講じる。
- (6) 過疎地域の住民の生活・農林水産業を営む意欲に大きな打撃を与える鳥獣被害を減少させるための有害鳥獣の捕獲等や被害防止対策、捕獲鳥獣の処分施設の整備に対する支援措置を強化継続する。
- (7) 地域循環型社会の形成のため、地産地消の推進、バイオマスイエネルギー等の活用、小規模自然エネルギー開発及び電力系統連系環境の改善、廃棄物等の利活用等に対し支援を行う。

- (8) 過疎地域への企業の進出、既存中小企業の活性化及び農林水産業の振興を推し進めるため、税制等の優遇措置を拡充・強化するとともに、税制の優遇措置に伴う減収分については、地方交付税により補てんする。
- (9) 森林の管理を推進するため、継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制(森林環境税(仮称))等の新たな仕組みについて、地方の意見を十分に踏まえ速やかに導入する。

6 集落対策の促進と地域の活性化

地域運営組織の形成などの集落対策、都市との交流、多様な主体の協働による地域社会の活性化と人材の育成・活用等による総合的な集落対策を積極的に推進する

- (1) 集落対策、都市との交流、移住・定住の促進、人材の育成、生活交通確保、コミュニティ活動支援などの幅広いソフト事業に対する支援を強化する。
- (2) 集落の再生や地域づくりを支援する外部からの人材誘致を含めた人材の積極的活用と集落再編、地域運営組織の形成など集落対策を総合的に推進するための支援措置を拡充・強化する。
- (3) 集落の担い手確保につながる新規就労支援や空き家改修、遊休施設の有効活用を促進するための支援措置を拡充・強化する。
- (4) 地域コミュニティの中心となり、災害時の緊急避難場所でもある集会施設の改修等に対する財政措置を拡充・強化する。
- (5) 地域の結びつきと地域の誇りの象徴である伝統文化や文化財の保存、活用を推進するための支援を強化する。
- (6) 集落ネットワークの形成など過疎地域等の自立活性化の推進を図るための事業に対する財政措置を拡充・強化する。